

会 議 記 録			
会 議 の 名 称	総務文教常任委員会		会議場所 第3委員会室
			担当職員 阿久根由美子
日 時	平成24年3月6日(火曜日)		開 議 午後 1 時 30 分
			閉 議 午後 3 時 29 分
出席委員	堤 ○齋藤 並河 西村 中村 日高 田中 木曾 石野		
執行機関出席者	なし		
事務局	藤村次長、阿久根		
傍聴者	市民1名	報道関係者 0名	議員 0名

会 議 の 概 要

1 開議

〔委員長開議〕

〔事務局次長 日程説明〕

<事務局次長>

自治防災課より連絡あり、前回の委員会で説明の市営住宅家賃は一定期間無償と説明したが、家賃は徴収される、無償にはならないので、訂正するとのことである。

2 暴力団排除条例について

<事務局次長>

パブリックコメント募集の際に解説付きで出す。全議員への説明の際にも解説付きを説明する。

[事務局次長 説明]

【第1条】

- 了 -

【第2条】

[事務局次長 第5号市民の定義説明]

<齋藤委員>

案でよい。土地等所有者を含むことで規制がかけられる。

<石野委員>

案が広範囲となり、よいと思う。

<田中委員>

滞在者の説明は赤字の表現がよい。その後に「並びに市内に所在する土地又は建物の所有者及び管理者をいう。」とすればよいのではないか。

<中村委員>

案はどこからの意見か。

<事務局次長>

事務局の意見である。

<中村委員>

赤字では土地建物所有者は含まれないのか。

<事務局次長>

含まれない。

<中村委員>

そうであれば田中委員の案がよい。

<堤委員長>

そのように条文は変更する。 —了—

変更に伴い解説の変更はいらないのか。

<事務局次長>

不要である。

<西村委員>

4号イ・ウ「暴力団員のあるもの」という表現はどうか。

<事務局次長>

法令文では用いられる表現である。

【第3条】

- 了 -

【第4条】

<事務局次長>

本条以降に同じ文言が出てこないため（ ）書きを削除する。

<西村委員>

後に出てこないなら入れないでよい。

<木曾委員>

不要である。

<堤委員長>

（ ）書きは削除する。 - 了 -

<田中委員>

解説の中で「暴追センター」が書かれているが、解説では詳しく名称を入れるのがよい。

<事務局次長>

「財団法人京都府暴力団追放運動推進センター」と正式名称を入れる。

- 了 -

【第5条】

<田中委員>

解説の（3）の文末を、「ます」調に訂正すべき。 —了—

【第6条】

<田中委員>

（4）の文末「明確にする必要があります。」を「明確にします。」とする方がよいのではないか。

<事務局次長>

別の条例、規則にも盛り込む必要があるという趣旨である。 —了—

【第 7 条】

—了—

【第 8 条】

—了—

【第 9 条】

< 田中委員 >

5 項の「150 万円未満」に対して、商工観光課意見では金額を明示するのはよくないということであるが、150 万円設定の理由は何か。

< 事務局次長 >

本委員会においても金額設定しないという意見もあった。府に確認したところ、150 万円が契約書を交わす基準であり、同額を設定し、契約書と誓約書を同時に提出されるよう設定されたとのことである。検察庁から府下市町は府に準じられるようにとのことであり、府警からも提案された。

< 西村委員 >

市が契約書を交わす基準額はいくらか。

< 事務局次長 >

30 万円。

< 田中委員 >

削除するのは都合が悪いのか。

< 木曾委員 >

府下統一も必要である。府に準じたことを根拠にすればよい。

< 堤委員長 >

案どおりとする。—了—

【第 10 条】

—了—

【第 11 条】

—了—

【第 12 条】

—了—

【第 13 条】

—了—

【第 14 条】

< 事務局次長 >

府警からのアドバイスにより本条を入れた。京都府も改正し入れる予定と聞いたが、直近の改正では盛り込まれない。理由を聞くと、神社、社寺の主催者、露天商組合、みこしかつぎ手等参加者との調整がまだできていないということである。府が条例のなかに盛り込めば、府全域でカバーできることになる。市は公共施設、公共工事から

の排除をうたうことが条例制定の主な目的なので、祭礼からの排除は再度検討すればよいと思う。

また、「集合するような」の表現について、あいまいと捉えられるので「集合する」と表記すべき、又は例示的に用いられていると捉えるのでこのままで、と意見の分かれているところではある。

<木曾委員>

府条例で整理されるので入れなくもよい。暴力団員で地域在住の方が従前から参加されている祭から排除することにもなる。この条文は慎重にしたほうがよい。

<中村委員>

府の見解を聞くのもよいと思う。南丹市や京丹波町の事例はどうか。

<事務局次長>

入ってない。全国でも愛媛県だけである。

<田中委員>

府はいつごろ整理するのか。

<日高委員>

地元の人だから今更規制できないということなら、抜け穴になりかねない。この条文は入れておくべき、府を待つ必要はない。

<木曾委員>

露天商は排除する必要がある。みこしかつぎ手などの行事に参加させないのは、実際に地元に住んでおられるのに排除できるものか。運用できない。もう少し時間をかけ自治会等で機運が高まるのなら盛り込むことも考えられる。

<齊藤委員>

祭は難しいものがある。

<日高委員>

暴力団は排除するが、暴力団員は排除しないということなのか。

<西村委員>

地元の付き合い、祭事に関しては運用上出来ない、差別も生まれかねない。

<齊藤委員>

人権にも関わる、もっと揉まなければ（検討しなければ）ならない。

<日高委員>

それは分かるが、青少年の健全育成を考えると、暴力団員を含めて考えないといけ

ない。

<事務局次長>

第14条第1項第2号では知りながら関与させることはできないとしている。暴力団員が祭事に参加すれば排除しなければならない、個人活動との境目がなくなる厳しいものになる。14条がなくても市民等の責務もあるので、地域の行事では実施要綱等に暴力団排除の項目を入れていただくなど効果はある。

<木曾委員>

条例、法制定の背景は暴力団が公共事業、企業の利益をむさぼっているなど社会活動を乱していることからである。これを未然に防止する観点から制定を目指すもの。未然防止の観点で関係者まで拡大して排除することになれば教育などシビアに検討する必要がある。子どもまでも参加できない状況が生まれるかもしれない、慎重にしないといけない。人権擁護の観点も検討すべき。

<西村委員>

慎重にする必要がある。地域コミュニティにも影響する。当面は盛り込まないこと

でよいのではないか。

<堤委員長>

実際には、祭に暴力団が参加しているかは分からないのではないか。

<齊藤委員>

警察は分かっていると思う。

<堤委員長>

主催者に事前報告はあるのか。

<事務局次長>

罰則には関わっていない。勧告や公表まではできない、条文に入れけん制しているレベルであると思われる。警察に照会すれば回答はされると思う。

<中村委員>

他自治体が入っていないから、盛り込むというのも方法ではあるが、この場合は慎重にするべきである。

<堤委員長>

事務局でさらに研究を、再度検討する。

14 : 46

— 休 憩 —

14 : 55

<委員長>

先の14条は正副委員長で削除を含め検討したい、保留としておく。

【第15条】

<事務局次長>

教育委員会からの意見であるが、高校は市の権限が及ばない範囲であり、学校の範囲を協議願う。京丹波町は「町立の学校」とされており、南丹市は府条例と同じである。

<木曾委員>

市教育委員会の及ぶ範囲を明記すればよい。大学等は府条例でカバーされる。

<堤委員長>

学校の範囲を市教育委員会の範囲と限定する。

<事務局次長>

「小学校及び中学校」、「市が設置する」又は「市が設置する小学校及び中学校」という文言になる。

<堤委員長>

解説も変更になるのか。

<事務局次長>

「小中学校の関係者」に変更となる。1項は市が措置を講じるもの。2項は助言なので、小中学校に限定せず広範囲にしてもよいのではないかと思う。

与謝野町は「保護者その他青少年の育成に携わるものは」、京丹波町は例示なく「青少年の育成に携わるものは」としている。

<木曾委員>

「その他青少年の育成に関わるもの」で包括しており、このまま併記すればよいと思う。

—了—

【第 16 条】

—了—

【第 17 条】

—了—

< 木曾委員 >

14 条に含まれているところもここに入っていると思う。

【第 18 条】

< 木曾委員 >

1 項は府下統一なのか。

< 事務局次長 >

府下同じである、検察庁の見解も違いは好ましくないとのこと。

< 堤委員長 >

案どおりとする

—了—

【第 19 条】

< 事務局次長 >

罪を犯した者だけでなく雇用者にも及ぶことを 1 項で規定、府は 2 項を追加し改正される。前回田中委員から質問の「法人を被告人または被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律」は府警に聞くと主に刑事訴訟法でその他関連法を総称したとのこと。府が入れる理由は検察庁からの指導によるもの。罪に問う時に判断しやすくなるという検察庁の思いではないかと考える。1 項でも趣旨は伝わる、2 項を入れる説明が難しいと思う。

< 中村委員 >

1 項で団体を含んでいる。裁判のためと考えられるならいかがか。

< 木曾委員 >

1 項だけでよい。罪に問うことより参加させないことが条例の目的、網の目をくぐることが起きるなら改正を考えることとし経過を見てから検討すべき。

< 堤委員長 >

2 項は入れないこととする。

- 了 -

【附則】

< 事務局次長 >

施行日の設定に 2 案ある。

< 木曾委員 >

条例制定後施行までの期間を執行部はどのくらい必要と考えているのか。

< 事務局次長 >

罰則もあるので公布後 6 箇月が必要。

< 西村委員 >

議員提案で市長が別に定めるというのはおかしい。

< 事務局次長 >

罰則なければ公布の日から施行するが、罰則規定があるので周知期間も必要である。

< 木曾委員 >

6月定例会で議決し、「6箇月後」という表現ではどうか。

< 事務局次長 >

切りのよいところで1月1日施行がよいかと思う。内部調整もあるので執行部とも調整のうえ日を入れることでよいか。

- 了 -

< 田中委員 >

17条の解説は条文と同じ。主語を入れ、「警察権力が」「公権力が」というような言葉を入れてはどうか。

< 事務局次長 >

文言は正副委員長一任で。

- 了 -

< 事務局次長 >

14条はいつまでに結論を出すのか。

< 堤委員長 >

次委員会までに決定する。

< 事務局次長 >

3月定例会の常任委員会で確認する。パブリックコメント募集までに全議員への説明の場も必要である。

< 木曾委員 >

公共交通特別委員会から全協開催の申出があり、4月初めに開催する予定がある。委員長から正副議長に申出後開催を検討する。

散 会 15:29